

## IASB 公開草案「Covid-19 に関連した賃料減免 (IFRS 第 16 号の修正案)」に対するコメント・レター

ASBJ 専門研究員 いとう せいじ 伊藤 清治

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）から 2020 年 4 月 24 日に公表された公開草案「Covid-19 に関連した賃料減免 (IFRS 第 16 号の修正案)」(以下「本公開草案」という。)に対して、2020 年 5 月 8 日にコメント・レターを送付している。

### 本公開草案の概要

本公開草案は、Covid-19 パンデミックの間にリースの借手に実務上の救済を与えるため、以下を提案したものである。

1. 実務上の便法として、借手は、Covid-19 に関連した賃料減免がリースの条件変更であるかどうかの評価を行わないことを選択できる。
2. この選択を行う借手は、Covid-19 に関連した賃料減免から生じるリース料の変更を、当該変更がリースの条件変更ではないとした場合に IFRS 第 16 号を適用して当該変更を会計処理するのと同じ方法で会計処理しなければならない。
3. 実務上の便法が適用されるのは、Covid-19 のパンデミックの直接の結果として生じる賃料減免に対してのみであり、かつ、下記の条件のすべてが満たされる場合のみである。
  - (1) リース料の変更により生じる当該リースの改訂後の対価が、当該変更の直前のリースの対価とほぼ同額であるか又はそれを下回ること
  - (2) リース料の減額が、当初の期限が 2020 年に到来する支払にのみ影響を与えること
  - (3) 当該リースの他の契約条件に実質的な変更がないこと

### コメント・レターの概要

本公開草案に対する当委員会の主なコメントは、以下のとおりである。

1. 本公開草案の救済措置の対象を、当初の期限が 2020 年に到来する支払に限定することに関して、以下のとおり考えている。
  - (1) 本救済措置は例外処理であることから対象範囲を限定する必要があるという点については同意する。しかし、本公開草案は「Covid-19 のパンデミックの直接の結果として生じる賃料減免に対してのみ」と提案しており、我々は、対象範囲を限定するためにはこの条項で足り、具体的な時限を設けるということは不要であると考えます。
  - (2) 一方、Covid-19 の影響が長期化した場合、賃料減免が「Covid-19 のパンデミックの直接の結果として生じる」ものであるかどうかの判断は難しくなるため、具体的な時限を設けることも便益があるかもしれない。もし IASB が具体的な時限を設ける場合には、「当初の期限が

2020年に到来する支払」という制限を設けることについて、次の点から支持しない。

① 救済は、具体的な時限に「当初の期限が到来する」支払に関して賃料免除が合意されたリースに対してではなく、具体的な時限に賃料免除が「合意された」リースに対して提供されるべきである。

② 救済措置は、企業が年度を通して使えるようにすることが必要である。

(3) したがって、我々は、もしIASBが具体的な時限を設けるのであれば、「2021年に終了する事業年度の末日までに合意された賃料減免を対象とする」のように規定することを提案する。

2. また、本救済措置をIFRSの初度適用企業も適用できるように、IFRS第1号の結果的修正を行うことを提案する。

以上のとおり、当委員会は、本公開草案の提案の方向性には同意するが、救済措置に関する対象範囲の限定方法については支持せず、また、IFRSの初度適用企業も適用できるようにすべき旨のコメントを提出した。